

長期優良住宅建築等計画の認定申請にかかる設計住宅性能評価書の基準

可見市手数料徴収条例（昭和 37 年可見町条例第 6 号）別表第 11 項第 2 号に規定する、市長が定める設計住宅性能評価書の基準を次のように定める。

1. 一戸建ての住宅における基準

日本性能評価基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）の別表 1 の（い）項に掲げる事項のうち、次に掲げる基準を満たす設計住宅性能評価書。

- (1) 「1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊防止）」の等級 1 以上、又は「1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」の免震建築物であること。
- (2) 「3-1 劣化対策等級（構造躯体等）」の等級 3
- (3) 「4-1 維持管理対策等級（専用配管）」の等級 3
- (4) 「5-1 断熱等性能等級」の等級 4

2. 共同住宅等における基準

日本性能評価基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）の別表 1 の（い）項に掲げる事項のうち、次に掲げる基準を満たす設計住宅性能評価書。

- (1) 「1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊防止）」の等級 1 以上、又は「1-3 その他（地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）」の免震建築物であること。
- (2) 「3-1 劣化対策等級（構造躯体等）」の等級 3
- (3) 「4-1 維持管理対策等級（専用配管）」の等級 3
- (4) 「4-2 維持管理対策等級（共用配管）」の等級 2 以上
- (5) 「4-3 更新対策等級（共用配管）」の等級 1 以上
- (6) 「4-4 更新対策（住戸専用部）」の表示を選択した場合は躯体天井高が 2, 650 ミリメートル以上であることの明示
- (7) 「5-1 断熱等性能等級」の等級 4